

学校生活の心得

向陽台高等学校
生徒保健部

1. 学校生活について

本校で学ぶ目的も、社会経験や年齢もそれぞれ違っているが、共に学ぶにあたって、互いの人格を認め合い、他人を思いやり、自分を大切にすることを心がけて、自らの言動に責任を持って楽しい学校生活を送るために以下のことを守りましょう。

(1) 生徒証の携帯について ～生徒証は本校生であることを証明する唯一のものである～

校内では、スクーリングや受講登録、単位認定試験、証明書の発行等で提示を求める。

校外では学割乗車券の購入等で提示を求められる。従って学校の内外を問わず、常に携帯する。

(2) 健康診断票について

体育や校外学習の受講の有無に関わらず、毎年度受診して提出しなければならない。

(3) 日常生活一般について ～マナーを守り、自己管理をすること～

①法令・条例に反する言動をしない。

②やむを得ず欠席や遅刻をする場合には、必ず学校に連絡し、指示を受ける。

③服装は自由であるが、学習するために登校するので、肌の露出が多い格好や、華美・派手な装飾品や髪型などをしない。

④下校時までは校外や周辺道路に出ない。近隣住民への迷惑や交通事故などのトラブルを起こさない。

⑤いかなる理由でも、スクーリングに関係のない物を持ってこない。

⑥多額の現金や貴重品は持ってこないように心がけ、持ち物は必要最小限にして自己管理をする。やむを得ない場合は貴重品ロッカー（職員室窓口で生徒証と引き換えにキーを受け取る）で保管する。

⑦落とし物、忘れ物は生徒保健部まで問い合わせる。（年度を経過した物は処分する）

(4) 携帯電話について ～マナーと人権を守ろう～

①授業中は使用しない。

②歩きながらの操作（歩きスマホ）は絶対にしない。

③スクールバス内で通話をしない。必ず電源を切るかマナーモードにしておく。

④SNS等で、人権を侵害するような書き込みはしない。

(5) 喫煙・飲酒について ～向陽台高校の生徒として禁止～

本校には様々な年齢の生徒が通っているが、「高校生」であるため、校内（駐輪場、バスターミナル含む）及び本校周辺の地域、スクールバスの通る道路や各バスターミナルでの喫煙は禁止する。

また、飲酒や禁止薬物の使用・持ち込みについても同様に禁止する。

(6) アルバイト許可について

アルバイト許可書の提出が必要な場合は、「学校生活のしおり」20ページの許可願をコピーし、必要事項を記入のうえ「生徒保健部」へ提出する。

(7) スクールバスによる通学について

- ①各自がバスダイヤ表を携帯し、発車時刻の5分前にはターミナルに到着しておく。
- ②各ターミナル付近は、本校以外のバスの乗車場所にもなっているので、乗り間違えないように気をつける。(交通渋滞などで発車時刻までにバスが来ない場合には、乗り場で待機しておく。)
- ③ターミナルでは整列乗車に努め、飲食や喫煙などは絶対にしない。
- ④車内でのマナー(飲食、イヤホンからの音漏れなど)に気をつけて、他人に迷惑にならないように乗車する。
- ⑤乗車中は運転士および教職員の指示に従い、乗降の際には挨拶を心がける。

(8) バス以外での通学について

- ①二輪車で通学を希望する場合は、「二輪通学申請書」を生徒保健部に提出して許可を得る。
- ②保険に加入をする。
- ③交通法規を守り、地域住民や他の生徒に迷惑にならないよう安全に走行する。
- ④二輪車の校内への乗り入れは禁止とする。(駐輪場まで)
- ⑤駐輪場では必ず徐行する。駐輪場から一般道に出る際は、一旦停止をして必ず安全確認をすること。
- ⑥自動車による通学(レポートの提出、受講登録も含む)は一切認めない。校内への乗り入れや、付近での駐車があればスクーリングの欠席や受講取り消し、単位不認定とする場合がある。

(9) 施設利用について

- ①保健室は身体に不調があるときや、怪我をしたとき、心身の悩みがあるときに利用する。
- ②「向陽台高等学校生の立入禁止」の看板がある区域の通行および侵入は禁止する。
- ③ゴミを出したときは、必ずゴミ箱に捨て、校内の美化につとめる。
- ④飲食は教室や食堂などの施設内で行い、食べ歩きや飲み歩きをしない。
- ⑤食堂や図書館など、早稲田摂陵中学校・高等学校との共同施設があるので、お互いにマナーを守る。
- ⑥食堂内はすべてセルフサービスなので、食券は自動販売機で購入し、食器類は必ず水洗いをして返却する。
- ⑦食堂及びコンビニエンスストアの通常営業時間 ※変更がある場合は、食堂入口に掲示する。

食 堂 11:00～14:00(食事提供は、13:30まで)

コンビニ 平 日 9:30～16:00

土曜日 9:30～14:00

日曜日・祝日は休み

2. 生徒指導(懲戒)について

本校では、生徒全員が安心して学校生活を送れるように、学内・学外における違法行為や授業妨害などの迷惑行為、いじめ・威嚇・暴力に類する行為、および本校の教職員の指導を受け入れない場合には、退学などの懲戒があることが規程で定められている。

以上の生徒心得を守り、向陽台生としての責任を自覚し、良識ある言動をとりましょう。